# 第1章 研究の概要

#### 1 改訂作業の工程

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省の研究要請を受けて 2007 年度から 4 年計画で職業分類の改訂に関する研究に取り組んでいる。厚生労働省の職業分類は、職業安定法第 15 条に規定されているように職業紹介業務等の実務で使用するために作成された分類体系である。元来、職業分類は、①職業を体系的に配列し、構造化した職業分類表、②職業分類表に設定された職業に含まれる職業名の三者で構成されていたが、さまざまな理由によって②の職業解説は、現在では職業分類表とは別個の印刷物(『職業ハンドブック』)やインターネット上のサイト(「キャリアマトリックス」)で公刊・公表されている。したがって、今回、職業分類の改訂に関する研究で対象にしているのは職業分類表と職業名索引である。

4年間の研究計画では、前半の3年間に職業分類表の改訂を、そして最後の1年に職業名素引の改訂を行う計画である(附属資料1)。更に、職業分類表の改訂に割り当てられた3年間のうち最初の1年は、1999年の改正職業安定法第15条に規定された官民共通の職業分類について共有化のあり方や官民協力の可能性を探ることに費やされた。したがって職業分類表の改訂は実質的には2008、2009年度の2年間で行うことになった。

職業分類表の改訂については、ふたつの考え方が可能である。第1は部分改訂である。この考え方に立つと、分類体系の修正よりも個々の分類項目の改訂が中心になる。すなわち公共職業安定機関における求人・求職者の実態を分類表に反映させるという視点に立って既存の分類項目を見直し、利用度の低いものを整理するとともに、求人・求職者の増加している職種を新たに設定することになる。第2は全面的見直しである。分類項目と求人・求職者の実態との対応関係を高めるだけではなく、分類体系のあり方まで含めて見直しを行うことになる。

今回の改訂では、厚生労働省の職業分類を構成する大・中・小・細分類の4階層のうち最下層の細分類レベルは部分改訂を行い、分類体系の骨組みを形成する上位階層の項目は日本標準職業分類に準拠して設定することとしている。つまり実務に使用する細分類レベルの項目は自前で改訂するが、体系の骨組みは日本標準職業分類に依存するということになる。このような形の改訂にならざるを得ないのは、厚生労働省の職業分類の特徴に由来している。その特徴とは、第1に日本標準職業分類に準拠して大・中分類項目が設定されていること、第2に日本標準職業分類には設定されていない細分類レベルを設けて、そこに設定された項目を職業紹介等の業務に使用していることである。

総務省では 2007 年 12 月に日本標準職業分類の改定に着手し、2008 年度中に完了させる 予定で作業を進めている。この関係で厚生労働省の職業分類の改訂については、まず、日本 標準職業分類の改定作業の影響を受けない細分類レベルの項目の見直しを先行して実施し、 次いで日本標準職業分類の改定結果にあわせて大・中・小分類項目を設定するとともに、改 訂作業の終了している細分類項目を移動・調整するという順序で作業を進めることになる。 このうち前者の作業は 2008 年度に実施し、後者は 2009 年度に行う計画である。

## 2 細分類項目の見直し

細分類項目の見直しにあたっては職業分類改訂委員会を設置し、同委員会にはユーザーの代表者(厚生労働省の関係部局の担当者)とともに職業分類について知見を有する者の参加を求めた。後者の委員には、主に職業安定法第 15 条に明記された事業、すなわち職業紹介事業、労働者の募集に係る事業、労働者供給事業のそれぞれの関係者を委嘱した。職業紹介事業からは民営職業紹介事業者(有料職業紹介事業者、無料職業紹介事業者)、労働者の募集に係る事業からは求人広告事業者、労働者供給事業からは当該事業を実施する労働組合のそれぞれの代表者が委員として参加した。これ以外に、職業分類に関して学識経験を有する者と労働者派遣事業の代表者にも委員としての参加を求めた。このうち労働者派遣事業は、職業安定法第 15 条に明記された事業ではないが、事業の実施にあたって職業分類が広く使用されていることから同委員会への参加を求めた。

職業分類改訂委員会の委員及び事務局担当者は以下のとおりである。

# (委員)

石田茂雄 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室次席職業指導官

座長 岡本英雄 上智大学教授

河邉彰男 日本人材派遣協会事務局次長

久保村達也 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官

小泉南男 全国求人情報協会常務理事(2008年8月まで)

佐藤健志 日本商工会議所産業政策部副部長

白石絹子 全国民営職業紹介事業協会監事

手計高志 厚生労働省職業安定局雇用政策課中央労働市場情報官

中村建策 全国求人情報協会常務理事(2008年9月から)

野部明敬 日本人材紹介事業協会専務理事

待鳥浩二 厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐

横山南人 労働者供給事業関連労働組合協議会事務局長

#### (事務局)

西澤 弘 労働政策研究・研修機構主任研究員

遠藤 彰 労働政策研究・研修機構主任調査員補佐

委員会は以下のとおり6回開催された。委員会全体の流れは3段階に分けられる。まず改

訂方針を議論し、第2に改訂方針にもとづいて作成された細分類項目の見直し案を大分類項目ごとに検討した。そして第3に改訂方針の細部について確認するとともに細分類項目全体の改訂素案を検討した。具体的には、改訂方針の検討は初回と2回目の委員会で行われた。検討項目には、改訂作業の工程表、分類の枠組み、分類項目のあり方などが含まれている。この時点では、まだ具体的な見直し作業に入っていないので、改訂方針の詳細を定めるのではなく、その骨子について委員の共通認識を得ることが中心になった。具体的な方針については、見直し作業を進める中で必要に応じて確定することとなった。改訂方針の骨子が確定した後は、大分類項目ごとに細分類項目の見直し案の検討が行われた。このうち項目数の多い大分類 I「生産工程・労務の職業」と大分類 A「専門的・技術的職業」は、それぞれ2回に分けて検討が行われた。それ以外の大分類は、1回の審議で検討が終了した。これらの見直し作業を通じて改訂方針の細部が徐々に確定した。改訂方針の全体が確定し、他方、大分類項目別の検討が終了したことを受けて、最終の委員会では改訂方針と改訂素案の全体について総括的な討議が行われた。

職業分類改訂委員会の開催状況と各回の主な議題は次のとおりである。

#### 第1回(2008年6月3日)

- ①今年度の改訂作業について
- ②「労働省編職業分類」の改訂方針について

### 第2回(2008年10月2日)

- ①細分類項目の見直しに関する一般原則について
- ②大分類 A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂案について 第3回(2008年10月21日)
  - ①大分類 A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ②大分類 I「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂案について 第4回(2008年11月13日)
  - ①大分類 I「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂案について
  - ②大分類 B「管理的職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ③大分類 C「事務的職業」の細分類項目に係る改訂案について 第5回(2008年12月3日)
  - ①大分類 D「販売の職業」の細分類項目に係る改訂案について
  - ②大分類 E「サービスの職業 | の細分類項目に係る改訂案について
  - ③大分類 F「保安の職業」の細分類項目に係る改訂案について
  - ④大分類 G「農林漁業の職業」の細分類項目に係る改訂案について
- ⑤大分類 H「運輸・通信の職業」の細分類項目に係る改訂案について 第6回(2008年12月24日)

- ①細分類項目の改訂素案について
- ②細分類項目の見直しに関する基本方針について

#### 3 本報告の構成

本報告は、3つの章で構成されている。第1章は職業分類の改訂作業に関する全体像の提示、第2章はやや大局的な見地からみた職業分類の現状についての解説、第3章は細分類の見直し作業の結果である。

職業分類改訂委員会における検討結果は、細分類項目の改訂素案としてとりまとめられている。改訂素案は、本報告の柱である第3章に収録した。改訂素案は、大分類 A から I までの全体を一括して収録するのでなく、大分類項目ごとに配列している。しかし、改訂素案だけでは、改訂の全体像を把握するときに不便であり、また、各大分類では何が問題になっていたのかがわからないと改訂結果を正確に理解することが難しいと思われるので、改訂素案のうち分類項目だけを抜き出した新旧対照表を改訂素案とあわせて収録するとともに、現行体系・項目の構成とその主な問題点についても簡単な解説を行っている。第3章は、このように大分類項目ごとに改訂内容が一望できるように解説と資料を編集している。

第3章の主な内容は、個々の職業分野における職業分類の問題点とそれに対する改訂案であるが、個別問題とは別に大分類項目に共通する問題もある。また個別問題は職業分類全体の問題から派生することもある。このため個別問題の検討に入る前に第2章で職業分類を取り巻く現状について解説を行っている。